公益財団法人大分県市町村振興協会ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金交付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人大分県市町村振興協会ハロウィンジャンボ等宝く じ交付金交付規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、公益財団法人 大分県市町村振興協会(以下「この法人」という。)が市町村に交付するハロウィ ンジャンボ等宝くじ交付金(以下「この交付金」という。)の交付について必要な 事項を定めるものとする。

(交付金の交付時期)

第2条 この法人は、この交付金を当該年度の3月31日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第3条 この法人は、この交付金の交付金額を決定したときは、様式第1号のハロウィンジャンボ等宝くじ交付金決定通知書により市町村に通知するものとする。 (交付金の支払申請)

第4条 前条の通知を受けた市町村は、様式第2号のハロウィンジャンボ等宝くじ交付金交付申請書に様式第3号のハロウィンジャンボ等宝くじ交付金事業計画書を 添付したうえ、この交付金の支払いを申請するものとする。

(市町村の事業報告)

第5条 この交付金の交付を受けた市町村は、その使途について様式第4号のハロウィンジャンボ等宝くじ交付金事業報告書により、当該年度の翌年度の4月30日までに、この法人に報告するものとする。

附則

この細則は、公益財団法人大分県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この細則は、平成29年5月1日から施行する。

 大振協発第
 号

 平成
 年
 月
 日

市町村長 殿

公益財団法人大分県市町村振興協会 理事長 回

ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金決定通知書

平成_年度のハロウィンジャンボ等宝くじ交付金を、当協会の規程に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 3. 留意事項
- (1) この交付金の対象となる事業は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第 32条に規定する事業です。
- (2) ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金交付申請書(様式第2号)により、平成年__月__日までに、納付書及びハロウィンジャンボ等宝くじ交付金事業計画書(様式第3号)を添付のうえ、この交付金の支払いを申請してください。
- (3) この交付金による事業の終了後は、ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金事業報告書(様式第4号)により、平成年4月30日までに報告してください。

禄式第2号					平成	第年	月	号 日	
公益財団法人大分県市 理事長	5町村振興協会 殿		市町	丁村長				印	
<i>/</i> \1	コウィンジャン	ンボ等宝	くじ交付	金交付	·申請書				
平成_年_月_日付大振協発第_号で通知のありました平成_年度のハロウィンジャンボ等宝くじ交付金について、下記のとおり交付申請します。									
		記							
1. 交付申請額				円					
2. 交付の方法 振 込									
口座番号名 義 人	·	<u>銀行</u> 普通・	- ・その他	(<u>支店</u>)				

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

公益財団法人大分県市町村振興協会 理事長 殿

市町村長回

ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金事業計画書

平成_年度のハロウィンジャンボ等宝くじ交付金を充当する事業について、公益財団法人大分県市町村振興協会ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金交付細則第4条の規定により、次のとおり提出します。

記

充当事業名				
事業内容				
中州市	THE STATE OF THE S			
事業費	円			
	(うちハロウィンジャンボ等宝くじ交付金	円)		
地方財政法第32条に規定する事業として総務省令で定める事業の該当番号				

※事業が複数の場合は以下に続けて記入してください。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

公益財団法人大分県市町村振興協会 理事長 殿

市町村長回

ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金事業報告書

平成_年度のハロウィンジャンボ等宝くじ交付金の使途について、公益財団法人大 分県市町村振興協会ハロウィンジャンボ等宝くじ交付金交付細則第5条の規定によ り、次のとおり報告します。

記

実施事業名			
事業内容			
事業費	円		
	(うちハロウィンジャンボ等宝くじ交付金	円)	
地方財政法第32条に規定する事業として総務省令で定める事業の該当番号			

※事業が複数の場合は以下に続けて記入してください。